

なかよし村保護者会規約

- 【第1条】名 称 なかよし村保護者会とする。
- 【第2条】事務局 愛媛県松山市久米窪田町 661 番地 1 共同作業所なかよし村内に置く。
- 【第3条】目 的 共同作業所なかよし村利用者の保護者が親睦を深めると共になかよし村を支える。
- 【第4条】事 業 ●定例会、勉強会、親睦会を行う。
●共同作業所なかよし村の行事、事業の支援活動をする。
- 【第5条】会 費 会の目的に賛同し会費を集める。会の運営を会費と寄付でまかなう。
- 【第6条】役 員 総会で選出された役員によって構成し総会から総会までの運営をする。
会長(1名)、副会長(1名)、会計(1名)、監査(2名)
- 【第7条】総 会 ●年1回総会を開催し事業報告、会計報告、次年度の事業計画や予算について話し合う。
●会長は会員の申し出により臨時総会を招集することが出来る。
- 【第8条】会 計 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

附 則

共同作業所なかよし村の保護者は原則として会員加入とする。
この規約は平成20年(2008年)4月18日より施行する。
令和5年4月26日一部改訂。